

序議付議事案書

開催・令和7年7月1日

所管部課	教育部 教育総務課	部長	田口 茂夫		
件 名	東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令について				
		区分	<input type="checkbox"/> 1 審議事項 <input checked="" type="radio"/> 2 報告事項		
関係事項	条例規則	東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令			
関係事項	部課機関	教育部教育指導課			
<p>1. 要旨</p> <p>令和7年4月1日から市内小学校に栄養教諭が配属されたこと、及び都費負担職員の休暇について、新たに「介護時間」及び「子育て部分休暇」を追加する旨、東京都から通知があつたことに伴い、東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長又は副校長に委任するにあたり、本規程の一部を改正するものである。</p>					
<p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①校長への委任事項における教育職員に栄養教諭を追加 ②校長への委任事項における休暇等の規定に介護時間及び子育て部分休暇を追加 ③副校長への委任事項における休暇等の規定に介護時間及び子育て部分休暇を追加 					
<p>(2) 施行日 決裁日</p>					
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和7年6月 総務課において審査済み。 (2) 令和7年6月27日開催の令和7年第6回東大和市教育委員会定例会において承認済み。 					
<p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>序議報告後、速やかに改正手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。